

平成 24 年 11 月

関係各位

社団法人 リース事業協会

法人が平成 20 年 3 月 31 日以前に締結したリース契約に係る
リース債権の貸倒れによる損失の見込額の貸倒引当金への繰入れについて

標記の件、平成 23 年 12 月 19 日付「税制改正について」において既にご連絡いたしておりますが、下記のとおり、改めて貸倒引当金制度に関するご連絡をいたします。

記

1. 貸倒引当金制度の改正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 114 号、以下「平成 23 年改正法」という）による改正後の法人税法においては、金銭債権の貸倒れによる損失の見込額として損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入ができる法人が、中小法人、銀行・保険会社等及び一定の金銭債権を有する法人に限定され、一定の金銭債権を有する法人については、制度の対象となる債権が限定されました（法人税法第 52 条第 1 項・第 2 項）。

上記「一定の金銭債権を有する法人」は、法人税法施行令第 96 条第 5 項に限定列举されており、リース会社の有するリース債権については、「法人税法第 64 条の 2 第 1 項の規定により売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権」（下記 2. のリース契約に係るリース債権）のみが、引き続き貸倒引当金制度の対象となることとされております。

2. ファイナンス・リース取引の税務上の取扱い（平成 20 年 4 月 1 日以後の契約）

法人のリース取引については、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 6 号、以下「平成 19 年改正法」という）において、企業会計基準の変更に平仄を揃える形で、ファイナンス・リース取引は税務上売買処理を原則とすることが規定（法人税法第 64 条の 2）されましたが、その際、この税務上の取り扱いについては、平成 19 年改正法附則第 44 条において、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結される契約に係るリース取引についてのみ適用されることとなっております。

3. 平成 20 年 3 月 31 日以前に締結したリース契約の取扱い

このため、平成 20 年 3 月 31 日以前に締結したリース契約に係るリース債権については、貸倒引当金制度の対象にはなりません。

なお、改正前の貸倒引当金制度の対象となる債権は、平成 23 年改正法附則第 13 条の適用を受ける場合、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（以下「経過措置事業年度」）中は段階的に損金算入できる金額が逡減していき、経過措置事業年度経過後は損金算入ができなくなりますので、その点、関係方面におかれましてはその内容をよく理解して頂くとともに、社内関連部署への周知徹底をお願いいたします。

<本件の問い合わせ先>

社団法人 リース事業協会（電話：03-3595-1501）

以上